

2024年3月26日 全7頁

# 安定的資産形成の支援に関する基本方針

2028年度末を目途に、金融経済教育を受けた者の割合20%を目指す

金融調査部 主任研究員 金本 悠希  
研究員 森 駿介  
研究員 瀬戸 佑基

## [要約]

- 2024年3月15日、政府は「国民の安定的な資産形成の支援に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」を閣議決定した。基本方針は、「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に基づいて、国民の安定的な資産形成の支援に関して、基本的な方向や制度整備等に関する事項を定めるものである。
- 加えて、基本方針では、2022年11月に公表された「資産所得倍増プラン」で掲げられたNISA総口座数・買付額を倍増させる目標とともに、2028年度末を目途に「金融経済教育を受けたと認識している人の割合」を20%に引き上げるという目標を掲げている。
- 今後、基本方針に沿って取り組みが進められることになるが、これらの数値目標をいかに達成するかのほか、限られた時間で充実した資産形成に関する知識をいかに提供するか、数値目標や金融経済教育を通じて実現すべきゴール等の共有などについて、さらなる検討が必要だろう。

## 1. はじめに

2024年3月15日、政府は「[国民の安定的な資産形成の支援に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針](#)」（以下、基本方針）を閣議決定した。基本方針は、2023年11月に可決・成立した金融商品取引法等の一部を改正する法律で改正された、「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」（2024年2月1日施行）に基づいて、国民の安定的な資産形成の支援に関して、基本的な方向や制度整備等に関する事項を定めるものである。

本稿では、基本方針の概要を紹介するとともに、今後の取り組みに関する課題等についてまとめる。

## 2. 基本方針の概要

### (1) 基本方針の構成

基本方針では、国民の安定的な資産形成の支援に関して、基本的な方向のほか、以下の事項について定めている。基本方針は、各種施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価し、おおむね5年後を目途に見直しを検討することとされている。

- |                                |
|--------------------------------|
| ①国民の安定的な資産形成に資する制度の整備          |
| ②国民の安定的な資産形成に資する制度の利用の促進       |
| ③国民の安定的な資産形成に関する教育及び広報の推進      |
| ④国民の安定的な資産形成の支援のために必要な調査及び研究   |
| ⑤国の関係行政機関、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力 |

### (2) 国民の安定的な資産形成に資する制度の整備

基本方針では、国民の安定的な資産形成に資する制度の整備に関して、図表1の取り組みが記載されている。2024年1月に、非課税保有期間の無期限化と制度の恒久化により抜本的に拡充された新しいNISAのほか、iDeCo、顧客の立場に立ったアドバイザーの普及・促進に関する取り組みが挙げられている。

図表1 国民の安定的な資産形成に資する制度の整備

新しいNISA	官民連携による積極的な広報を展開。利用者利便の向上等や、利用者保護の観点から金融機関に対するモニタリングを実施
iDeCo	拠出限度額の引上げ、加入可能年齢の上限の引上げ、各種手続の簡素化・迅速化等を検討
顧客の立場に立ったアドバイザーの普及・促進(※)	様々な形で良質なアドバイスがより広く提供されるよう、金融経済教育推進機構において、一定の中立性を有し、顧客の立場に立っていると評価可能なアドバイザー(認定アドバイザー)の見える化に取り組む

(※) 顧客が良質なアドバイスを気軽に受けられる環境を整備する観点から、金融経済教育推進機構において認定アドバイザーを支援することにも触れられている。

(出所)「国民の安定的な資産形成の支援に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」、「国民の安定的な資産形成の支援に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針の概要」を基に大和総研作成

### (3) 国民の安定的な資産形成に資する制度の利用の促進

基本方針では、国民の安定的な資産形成に資する制度の利用の促進に関して、図表2の取り組みが記載されている。顧客本位の業務運営の確保、資産運用業の改革、アセットオーナーシップの改革のほか、「資産運用立国実現プラン」の施策について着実に取り組むとされている<sup>1</sup>。

<sup>1</sup> 資産運用立国に向けた取り組みについて、横山淳・森駿介・矢田歌菜絵「[資産運用タスクフォースの報告書](#)」(2023年12月15日大和総研レポート)参照。

図表 2 国民の安定的な資産形成に資する制度の利用の促進

顧客本位の業務運営の確保	顧客の最善の利益に資する商品組成・販売・管理等を行う態勢の構築について、金融事業者をモニタリング。金融商品の品質管理を行うプロダクトガバナンスを促進
資産運用業の改革	大手金融機関グループの資産運用ビジネスについて、顧客の最善の利益を勘案した運営体制やガバナンス体制の構築、その実効性確保を促進。日本独自のビジネス慣行や参入障壁を是正するほか、特定の地域において金融・資産運用サービスを集積し、高度化と競争力強化を促進等
アセットオーナーシップの改革	アセットオーナーの運用・ガバナンス・リスク管理に係る共通の原則（アセットオーナー・プリンシプル）を策定

(出所)「国民の安定的な資産形成の支援に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」、「国民の安定的な資産形成の支援に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針の概要」を基に大和総研作成

#### (4) 国民の安定的な資産形成に関する教育及び広報の推進

基本方針では、国民の安定的な資産形成に関する教育及び広報に関して、図表 3 の取り組みが記載されている。長期・積立・分散投資の意義について普及・啓発する等の教育の内容に関する取り組みのほか、講師派遣により学校・教員を支援することや、アドバイザーの認定・支援により個人が気軽に相談できる環境を整備することなどが挙げられている。

図表 3 国民の安定的な資産形成に関する教育及び広報の推進

長期・積立・分散投資の意義	生活資金の基盤である貯蓄と投資のバランスに留意しつつ、安定的な資産形成に有効な長期・積立・分散投資の意義について、普及・啓発
金融トラブルから身を守るための知識の習得	詐欺的な投資勧誘等による被害防止に必要な情報等を提供する仕組みを整備。若年層への金融経済教育を強化
金融リテラシーの向上における消費者教育との連携	消費者教育と連携し、金融や経済についての知識に加え、家計管理や長期的な生活設計を行う習慣・能力、消費生活の基礎や、金融トラブルから身を守るための知識の習得、また、事前にアドバイスを受けるなどといった外部の知見を求めることの必要性を理解することを推進
社会保障教育との連携	効果的な教材の作成、周知などについて、社会保障教育と必要な連携を行う
私的年金等の普及促進	従業員向け教育の支援（講師派遣事業）のほか、私的年金等に関する政府横断的な広報活動を展開
学校・教員向け支援	金融経済教育推進機構は、学校や教員研修の場等への講師派遣を積極的に展開するほか、学習教材の提供等を進める
金融経済教育推進機構における教育及び広報	金融経済教育推進機構において教育活動を抜本的に拡充。個人の行動変容を促すため、特定の金融事業者・金融商品に偏らないアドバイスを行うアドバイザーを認定・支援することにより、個人が気軽に相談できる環境を整備

(出所)「国民の安定的な資産形成の支援に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」、「国民の安定的な資産形成の支援に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針の概要」を基に大和総研作成

### (5) 国民の安定的な資産形成の支援のために必要な調査及び研究

基本方針は、国民の安定的な資産形成に関する実態や、国民が受けている各種の支援の実態の把握を継続的に実施し、また、地方公共団体や事業主を含め施策の実施状況や、国内外の調査研究等に関する情報収集を引き続き実施するとしている。

### (6) 国の関係行政機関、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力

基本方針では、国民の安定的な資産形成の支援に関する施策を総合的に実施するために必要な国の関係行政機関、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関して、図表 4 のように記載されている。

図表 4 国の関係行政機関、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力

国	地方公共団体や民間の団体と緊密に連携し、国全体の施策を推進。地方公共団体や民間事業者を支援するため、情報提供等に努める
地方公共団体	国との役割分担を踏まえ、その地域の状況に応じた施策を策定・実施。住民に身近な行政を総合的に実施する立場から、地域特性に応じた手法や内容により地域住民の安定的な資産形成を支援
民間の団体	国が企業に対して、事業に支障のない範囲内における国や地方公共団体、金融経済教育推進機構の取り組み等への協力を求めつつ、中小企業を含め支援

(出所)「国民の安定的な資産形成の支援に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」、「国民の安定的な資産形成の支援に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針の概要」を基に大和総研作成

### (7) 数値目標

基本方針は、国民の安定的な資産形成に関して、以下 2 つの数値目標を掲げている。このうち①は、2022 年 11 月に新しい資本主義実現会議が決定した「[資産所得倍増プラン](#)」で掲げられたものである。資産形成の支援制度の利用状況に関する指標について①が掲げられているが、基本方針では「指標の在り方については、これらの施策がどのように個人の行動に影響を与えたかといった視点も含め、引き続き検討を進めていく」としている。

- |  |
|--|
| ①2027 年末時点における NISA 総口座数を <b>3,400 万</b> へ、NISA 買付額を <b>56 兆円</b> へ増加させる |
| ②2028 年度末を目途に「金融経済教育を受けたと認識している人の割合」を <b>20%</b> に引き上げる                  |

## 3. 基本方針に関する課題

### (1) 限られた時間で充実した資産形成に関する知識をいかに提供するか

金融経済教育推進機構を設立して金融経済教育を充実させることは、資産運用を行わない理由として「資産運用に関する知識がない」が挙げられていることを受けて、資産所得倍増プラン

で提言された<sup>2</sup>。そのため、今後提供される金融経済教育では投資等による資産運用が含まれ、基本方針でも例えば「長期・積立・分散投資の意義」を含むことが明記されている。

ただし、基本方針では資産運用に限らず、「家計管理や生活設計のほか、社会保障・税制度等の公的制度、消費生活の基礎や金融トラブルに関する内容も含めて、広範な観点から金融リテラシーの向上を目指すことが重要」と指摘されている。また、金融審議会でも、金融経済教育推進機構が行う講師派遣事業では、幅広い分野を横断的に網羅する講義資料を作成する方向で検討された（図表5参照）。

確かに資産形成を行うには、資産運用に関する知識だけでなく、金融トラブルに巻き込まれないことを含め、幅広い知識が必要なため、資産形成に関する様々な講義を行う必要はあるだろう。その一方で、特に社会人に対しては、實際上教育の機会や時間が限られると考えられるため、効率的にポイントを絞って効果的な教育を行い、実際の行動変容につなげることが重要だろう。

図表5 金融経済教育推進機構が行う講師派遣事業に係る標準講義資料（案）

対象層別(案)		テーマ別詳細コンテンツ(案)	
学校向け (支援学校・教員向けも別途準備)	小学生用 (低・中・高学年)	社会保障制度概要	生命保険
	中学生用	公的医療保険	損害保険
	高校生用	公的年金	金融トラブル(学生向け)
	大学生用	公的介護保険	金融トラブル(社会人向け)
職域向け	~20代 若手層用	資産運用	消費者教育
	~40代 中堅層用	NISA	退職後のライフプラン
	~60代 ベテラン層用	私的年金 (iDeCo、企業型DC等)	終活 (人生の終わりに向けた取組み)
一般向け	一般層用 (自営業、主婦・夫など)	SDGs・ESG投資	成年後見制度
	高齢層用	ローン・クレジット	相続・贈与
		キャッシュレス	遺言/エンディングノート

(出所) 金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」(第26回)・「顧客本位タスクフォース」(第6回)合同会合(2024年1月26日)事務局説明資料 p.25

## (2) 「金融経済教育を受けたと認識している人の割合が20%」という目標達成までの道のり

2028年度末を目途に「金融経済教育を受けたと認識している人の割合」を20%に引き上げる、という目標は、現状に鑑みると、ハードルの高い目標であるといえる。基本方針でも引用されている通り、金融広報中央委員会「金融リテラシー調査(2022年)」によると、学校や大学、勤務先において「金融教育」を「受ける機会があり、自分は受けた」とする回答者は全体の7.1%にすぎなかった。この回答を考慮すると、20%という目標を達成するためには、単純計算で追加的

<sup>2</sup> 「資産運用を行わない理由としては、4割の者が『資産運用に関する知識がない』ことを理由として挙げており、こうした層に安定的な資産形成の重要性を浸透させていくため、金融経済教育を届けていくことが重要である。」と指摘されている。



に約 1,200 万人に教育を提供する必要がある<sup>3</sup>。

限られた人員で数多くの人々に金融経済教育を提供するためには、既存の枠組みを活用した金融経済教育の拡充が効率的だ。2022 年度より順次実施されている新たな高等学校の学習指導要領では、家庭科の授業などにおいて金融経済教育の拡充がなされた。2023 年時点で一学年当たり約 100 万人存在する高校生に対して、金融経済教育を「受けた」と実感できるような確実な教育を行えば、2028 年度末にかけ、単純計算で約 500 万人<sup>4</sup>に教育が提供されることになる。

また、企業型確定拠出年金制度（DC）においては、事業主等による投資教育実施が努力義務となっており、加入者の約 58%が投資教育を受けたとの認識を持っている<sup>5</sup>。現在は投資教育のみとなっている内容を金融経済教育一般に拡充した上で、全加入者に教育がいきわたるように教材などを整備する余地があるだろう。現在教育を受けたとの認識を持っていない DC 加入者の約 42%、約 340 万人<sup>6</sup>にも教育が提供されれば、「20%」という目標に大きく近づくことになる。

このように、既存の取り組みの拡充だけで、不足分の約 7 割にあたる約 840 万人へ追加的に金融経済教育を提供することが可能となる。これらの取り組みに加え、20%という目標の達成のためにはさらに約 360 万人へ教育を提供する必要があり、そのためには上記の取り組みに加え、制度的に教育機会が整っていない DC 未導入企業における労働者や自営業者・フリーランスなどへの教育機会を確保することが必要だろう。特に金融経済関連の知識のキャッチアップに消極的な層に対し、どのようなアプローチをとることができるかが重要だ。

### （3）数値目標や金融経済教育を通じて実現すべきゴール等の共有はさらなる検討が必要

数値目標に関しては、金融経済教育の受講経験だけではなく、実際の金融行動の変化にも焦点が当てられるべきであろう。この点、NISA 口座数や NISA 買付総額については数値目標が設定されているものの、金融経済教育の範囲が投資教育に限定されていないことを踏まえると、幅広い分野での数値目標の設定も検討に値する。例えば、英国の金融経済教育の推進母体である MaPS (Money and Pension Service) が 2020 年に公表した国家戦略では、5 つの分野について 2030 年までの数値目標と目指すべき成果が明記されている（図表 6）<sup>7</sup>。

さらに、数値目標のみならず、金融経済教育を通じて実現すべきゴールやその道筋を金融経済教育推進機構などが共有することも必要かもしれない。例えば、豪州では国家戦略において金

<sup>3</sup> 2022 年 10 月 1 日時点のリテラシー調査の調査対象である 18 歳～79 歳の人口が約 9,500 万人程度と考へ計算。なお人口は総務省統計局「人口推計（2022 年（令和 4 年）10 月 1 日現在）」に基づく。

<sup>4</sup> 2022 年度から高校 1 年生で家庭科などの授業において金融経済教育を受講すると仮定。この新指導要領下での高校 1 年生のうち、2028 年度末時点で 18 歳以上となっている人数を求めている。なお高校生の人数は文部科学省「学校基本調査（令和 5 年度）」の全日制・定時制の第 1 学年の生徒数を使用。

<sup>5</sup> 公益財団法人年金シニアプラン総合研究機構「厚生年金の加入者における企業型確定拠出年金と i D e C o に関する調査(2021 年 5 月調査)」より、「加入時のみ受けた」・「これまで継続的に何回か受けた」と回答した割合。

<sup>6</sup> 2022 年度末の DC 加入者数 805 万人の 42%。なお DC 加入者数は運営管理機関連絡協議会「確定拠出年金統計資料（2023 年 3 月末）」に基づく。

<sup>7</sup> 数値目標に関する海外の事例については、森駿介「[海外の金融経済教育における職域での推進と取組の検証](#)」（2022 年 11 月 24 日大和総研レポート）参照。

融ケイパビリティ（ポジティブな金融面での意思決定につながる知識やスキル、態度、自信の組み合わせ）を強化することなどにより、ファイナンシャル・ウェルビーイング（金融面での幸福）や金融レジリエンス（ショック時における金融面での耐久力）の確保に寄与するという考え方が示されている<sup>8</sup>。翻って、日本人については他国の人と比べて金融面での自信が低いという特徴があるものの、基本方針では、より良い金融面での意思決定を促す上で必要な道筋や考え方については、あまり議論がなされていない印象を受ける。

図表 6 英国の国家戦略における変革のための5つのアジェンダ（課題）

課題	金融の基礎 Financial Foundations	貯蓄する国民 Nation of Savers	融資の活用と管理 Credit Counts	債務アドバイス強化 Better Debt Advice	未来志向 Future Focus
対象	子供、若年層、保護者	金融面で苦勞し、定期的な貯蓄が出来ない労働年齢の人々	食品や請求書の支払いにクレジットを用いる人々	債務相談を必要とする人々	全ての成人
ベースライン	48%（480万人）の子供・若年層が有意義な金融教育を受けている	57%（1,470万人）の成人が定期的に貯蓄できている	17%（900万人）の成人が食品や請求書の支払いのために借入している	32%（170万人）の成人が必要な債務相談にアクセスしている	45%（2,360万人）の成人が将来の人生の計画を立てるのに十分な理解があると回答している
2030年までの国家目標	+200万人	+200万人	▲200万人	+200万人	+500万人
アウトカム	有意義な金融教育の結果、成人後、資金や年金について自分で意思決定出来るようになる	貯蓄習慣を身につけ、短期的な緊急事態に備えた現金を蓄え、経済生活についてより明確な将来見通しを得ることが出来る	より多くの人を手頃な価格のクレジットを利用できるようになり、より多くの人々が借入について十分な情報に基づいた選択をするようになる	より強力かつ早期の関与により、また資金、供給、サービスがよりニーズにマッチするため、人々は必要な時に質の高い債務アドバイスにアクセスできるようになる	人々は将来に向けて、情報に基づいた決定を下すことが出来るようになる

（出所）MaPS（2020）“The UK Strategy for Financial Wellbeing 2020-2030”より大和総研作成

#### （4）地域特性を踏まえた施策策定のイメージの共有が望まれる

金融経済教育を幅広い地域で提供するには、国と民間企業等との連携に加えて、地方公共団体との連携も必要になる<sup>9</sup>。しかし、基本方針で示されている「地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえ、その地域の人口規模や構成等の社会的状況や、産業構造等の経済的状況に応じた施策を策定し、実施する。」という記述については、地域の社会的・経済的状況をどのように踏まえるべきか分かりづらい印象を受ける。地域特性を踏まえた施策策定のイメージの共有が望まれる。なお、先行事例としての英国では、2020年にMaPSにより国家戦略が公表された後に、それをイングランド・ウェールズ・スコットランド・北アイルランドの4つの地域に落とし込む形での実施計画（delivery plan）が策定されている<sup>10</sup>。この実施計画では、各施策でのリーダーや重要な貢献主体が明記されていることが特徴といえる。関係者間の連携や役割分担も含めた地域ごとの施策策定に当たっては、このような海外の先行事例も参考になるだろう。

<sup>8</sup> Australian Government（2022）“National Financial Capability Strategy.”

<sup>9</sup> 地方の観点からみた金融経済教育の課題等については、森駿介「[地方における金融経済教育の課題と期待](#)」（2023年9月12日大和総研レポート）を参照。

<sup>10</sup> 例えば、イングランドの実施計画については、以下を参照。

MaPS（2022）“UK Strategy for Financial Wellbeing: Delivery Plan for England.”